

(従来の処理方法)

廃棄希望二輪車

回収・処理についてのお願い

※二輪車リサイクルシステムの引取要件を
満たしていない車の処理要領



2000年4月

社団法人全国軽自動車協会連合会
社団法人日本自動車工業会
川崎重工業株式会社
スズキ株式会社
本田技研工業株式会社
ヤマハ発動機株式会社

販売店各位

平素は、二輪車の健全な普及や安全運転の普及推進・廃棄希望二輪車の回収処理など業界の発展にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地球環境保全の重要性が認識される中、廃棄物の処理問題は大きな社会問題として取り上げられ、使用済み自動車等の最終処分場は、後2年で満杯になるといわれています。「行政・生産・販売・消費」者各々の果たすべき役割を分担し、廃棄物の「減量・適正処理、再資源化」の促進対策が進められています。

自動車業界では

1. 自動車の素材・製法等の根本的対策（目標値）
 - リサイクル性の向上（2002年以降のリサイクル率85%以上、2015年以降同95%以上）
 - シュレッダーダストの発生量と埋立処分量の削減（2015年以降1996年の5分の1以下）
 - 鉛等有害物質含有素材の使用削減（2005年末までに1996年の3分の1以下）
2. 廃棄希望自動車(含原付車)はお買求めの販売店へ持込むようユーザーに呼びかけ
3. 廃棄自動車(含原付車)の路上等不法投棄防止の啓発活動
4. 廃棄希望自動車(含原付車)の回収とその適正処理促進
5. 使用済み自動車(含原付車)の管理票(マニフェスト)制度の促進
6. シュレッダー処理される廃棄自動車(含原付車)の鉛・オイル等の分別処理促進

に取り組んでいます。

このたび、(社)日本自動車工業会(二輪車メーカー4社)および(社)全国軽自動車協会連合会(全国二輪車銘柄会)では、二輪車を「製造・販売・使用する」者の果たすべき役割として、

廃棄希望二輪車は「お買求め又は最寄の販売店」へ持込みする

廃棄希望二輪車の回収・適正処理（店頭回収・解体業者等へ処理委託）

使用済み二輪車の管理票(マニフェスト)制度の促進（処理委託の場合は必ず管理票を交付する）

廃棄二輪車の違法投棄の防止（ユーザーへの呼びかけ）

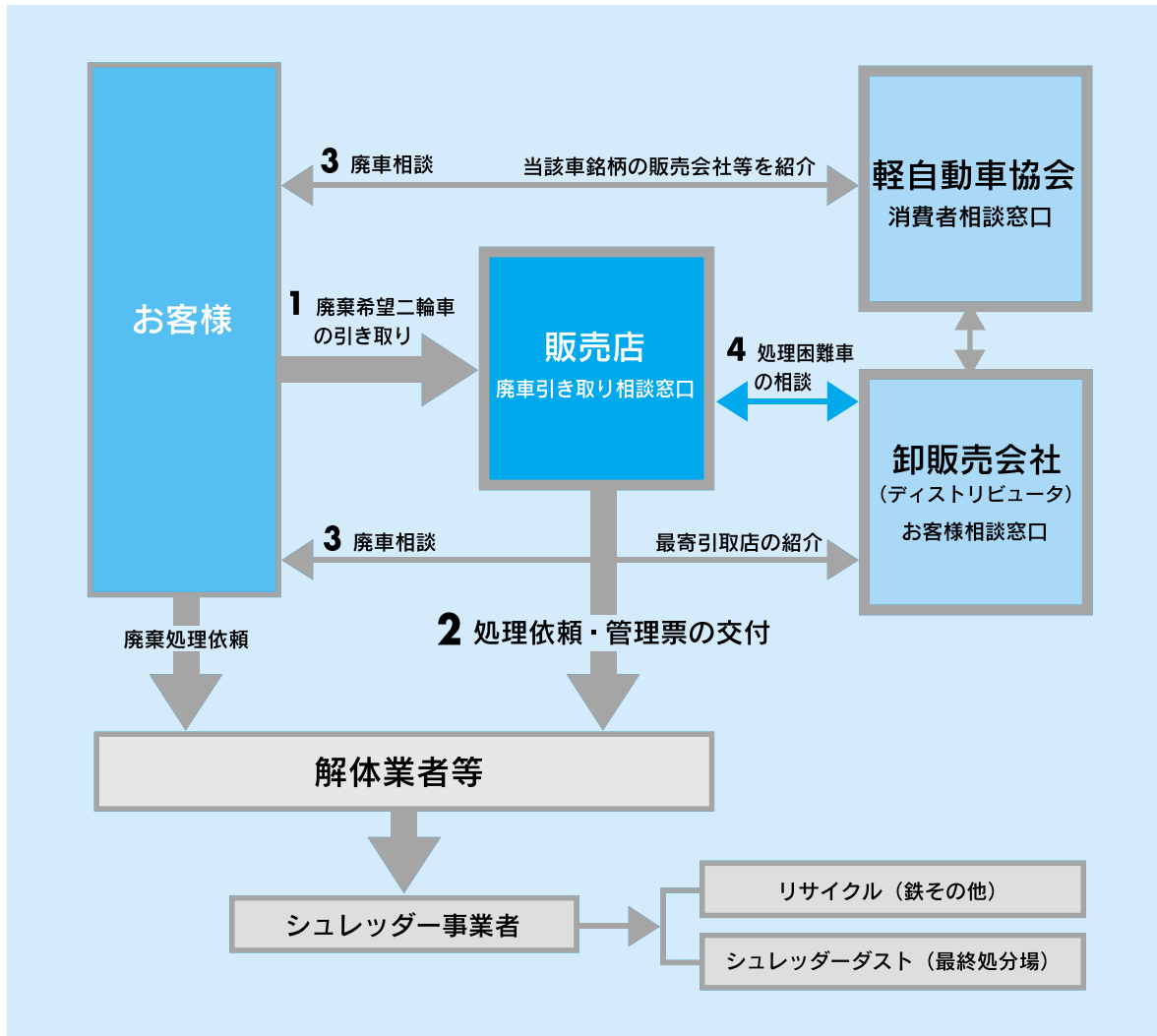
以上5項目を、再度「二輪車販売店各位・ユーザー」にお願いすることとなりました。

つきましては、上記対策の趣旨をご理解いただき「広域廃棄物処理指定業の指定および使用済み二輪車の管理票制度」に基づいた、次ページの「廃棄希望二輪車の回収・処理実施要領」により、廃棄希望二輪車の回収処理・使用済み二輪車の管理票制度を促進下さいますようお願い致します。

敬具

廃棄希望二輪車の回収・処理実施要領

お客様から、二輪車の廃棄依頼があった場合は、以下のような手順で回収・処理をお願いします。



1. 所有者の確認を行い、廃棄依頼書(次ページ参照)または管理票(マニフェスト)A票の1(最終ユーザー)の欄に依頼者の住所・氏名・電話番号の自筆記入を受け、**廃棄希望二輪車を貴店でお引き受け下さい。**
2. 引き受けた廃棄二輪車は、通常取り引きしている解体業者等に処理委託するなど適正な処理をお願いします。
この場合、必ず管理票を交付し、管理票A票の3(解体業者等)の欄に、受託者(回収・解体業者等)の住所・氏名・電話番号の署名を受け、5年間保管しておく必要があります。
(管理票を交付しないで処理委託した車が、部品取り後、不法投棄などの不適正処理があった場合、その委託者(販売店)は連帯責任を負うこととなる場合があります。)
3. ご不明な点は、廃棄二輪車取扱店事務センターへお問い合わせください。(電話：03-3598-8075)

使用しなくなったバイクの「持込み・不法投棄防止」の呼びかけについて

1. 使用しなくなったバイクは、「お買求めの店又は最寄りの販売店へ」持ち込みするよう、ユーザーへあらゆる機会を通じ呼びかけをお願いします。
2. 使用しなくなったバイクの不法投棄は、法律により厳しい罰則があります。ユーザーへ「不法投棄防止」の協力を呼びかけをお願いします。

「廃棄希望二輪車の回収処理実施要領(前ページ)」の促進について

標記実施要領の根拠となっている「廃棄希望二輪車の回収実施要領(廃棄物六法平成12年版453ページ参照)」は、都道府県・政令市に通達され、「使用済み二輪車管理票(マニフェスト)制度」と組み合わせて、行政に組み込まれた「重要な廃棄二輪車対策」です。販売店および関係皆様方の協力をお願い致します。

ご注意いただくこと

- 1 廃棄希望二輪車は、お客様の持ち込みを原則とします。持ち込めない場合は、運搬費等がかかる旨よく説明し、納得してもらってから引き取りに行ってください。
- 2 廃棄希望二輪車の所有権は届出済証等で確認してください。又、廃棄を引き受けるに当たっては、後日のトラブルを避けるため廃棄依頼書をもって保管(5ヶ年)してください。この場合、管理票A票(前ページ実施要領2参照)を使用し、依頼書に代えることができます。本人のものと確認できない車については、その旨説明し取扱いをしないことができます。
- 3 廃棄二輪車取扱店は、廃車手続き及び廃車処理に係わる実費用を、お客様に請求することができます。

実費用の内訳 解体業者へ支払う費用や、解体業者等へ持ちこむ運搬費、
分別処理をするための工賃。
廃車手続きに関する費用(法定費用、交通費等)

廃車手続きについては、新車の登録時に合わせて行う、またはお客様自身に手続きをしてもらう等、廃棄をする時の費用負担の軽減に努めてくださるようお願いいたします。

(例)

廃棄依頼書	
_____ 殿	
下記車両の廃棄をお願いします。 今後、当該車両に関わる一切の権限に付き 異議の申し立てはいたしません。	
_____ 記 _____	
銘柄名	_____
車種・排気量	_____
車体番号	_____
登録番号	_____
平成 年 月 日	_____
住所	_____
氏名	_____ 印